

第25回壬生町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年7月22日(月) 午前10時00分から午前11時23分
2. 開催場所 壬生町役場 第1会議室
3. 出席委員 9人
会長 10番 梁島 源智
会長職務代理者 3番 早乙女 誠
委員 2番 刀川 正己、4番 篠原 正明、5番 大橋 幸子
6番 清水 利通、7番 大久保幸雄、8番 大橋 好一、9番 中川 久枝
4. 参集推進委員 3人
戸崎浅一推進委員、糸川喜幸推進委員
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 会議書記の指名
第3 会務報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について
議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について
報告第1号 非農地証明願の件について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について
その他
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 大垣仁美、主幹兼農地調整係長 堀靖久、局長補佐兼庶務係長 岡洋子
7. 会議の概要
令和元年7月22日(月)【午前10時00分開会】

●局長 定刻になりましたので、令和元年度第25回壬生町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は9名で、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長 過日、参議院選も無事おわり、栃木県においては高橋克法先生が当選されました。梅雨がなかなか開けず、果物等にも影響が出ているようですが長期予報では2・3日後に梅雨明けになるようで、天気が回復すると思います。隣の栃木市の農業委員会では改選があり、大塚幸八さんが新委員長になられたようです。16日に私と経済部長と局長で_____さんに謝罪に行ってきました。ご本人は留守だったのですが__さんから連絡あり、わざわざすみませんでした。最初からこの方向にすればよかったです。という話をいただきましたので、良かったと思います。そのうち、県職員または農業会議職員を講師とし研修会等も開いていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

●局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、2番 刀川正己 委員、3番 早乙女誠 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の 堀主幹と 岡局長補佐 を指名いたします。

○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をいたさせます。

○局長 会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

- ・ 6月21日(金)、壬生町都市計画審議会が役場正庁において開催され、梁島源智会長が出席いたしました。
- ・ 6月27日(木)、県常設審議委員会がとちぎアグリプラザにおいて開催され、梁島源智会長が出席いたしました。
- ・ 6月27日(木)、県農業会議第4回通常総会が護国会館において開催され、梁島源智会長が出席いたしました。
- ・ 7月10日(水)、第77回国民体育大会壬生町実行委員会設立発起人会が役場第3会議室において開催され、梁島源智会長が出席いたしました。
- ・ 7月10日(水)、壬生町国民健康保険運営協議会が役場第1会議室において開催され、大橋幸子農業委員が出席いたしました。
- ・ 7月12日(金)、下都賀地区輝く農村女性のつどいが下都賀庁舎において開催され、大橋幸子農業委員、中川久枝農業委員、木野内佳代子推進委員、岡洋子局長

補佐が出席いたしました。

- ・ 7月16日(火)、農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が役場第3会議室及び現地において開催され、梁島源智会長、琴寄成人農業委員、刀川正己農業委員、事務局から私と堀主幹が出席いたしました。
 - ・ 7月16日(火)、壬生町農業振興地域整備促進協議会が、役場第3会議室において開催され、梁島源智会長が出席いたしました。
- 以上です。

●局長 記載のとおり報告

○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

○議長 輝く農村女性のつどいとは、どのような内容でしたか。

○5番 大橋幸子 委員

講演を聞いての研修と、壬生町の_____さんが事例発表をしたり、栃木市のJA「たんぼぼ」でやっている第6次産業の発表等です。

○議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。

事務局より一括議案の説明と朗読をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔堀主幹兼農地調整係長〕

それでは、議案書2ページの議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。

7/5(金)締切りの時点で、農地法第3条の規定による許可申請が3件ございました。議案に従いまして第1項から順にご説明します。

貸 人 _____ (下町)
自作地 188㍍ 貸付地 16㍍

借 人 _____ (下町)
自作地 188㍍ 貸付地 16㍍

(土地の表示)

壬生町大字上稲葉字峯	畑	5 5 2 m ²
壬生町大字上稲葉字峯	畑	8 3 9 m ²
壬生町大字上稲葉字峯	畑	9 7 3 m ²
壬生町大字上稲葉字沼尻	田	8 8 0 m ²
壬生町大字上稲葉字沼尻	田	2 3 1 m ²
壬生町大字上稲葉字沼尻	田	6 0 8 m ²
壬生町大字上稲葉字沼尻	田	1 3 1 9 m ²
壬生町大字上稲葉字沼尻	田	2 1 1 m ²
壬生町大字上稲葉字沼尻	田	1 4 1 8 m ²
壬生町大字上稲葉字沼尻	田	5 7 1 m ²
壬生町大字上稲葉字沼尻	田	2 0 4 m ²
壬生町大字上稲葉字沼尻	畑	7 6 m ²
壬生町大字上稲葉字山口	田	1 1 7 0 m ²
壬生町大字上稲葉字蓮沼	田	1 0 5 m ²
壬生町大字上稲葉字蓮沼	田	7 0 7 m ²
壬生町大字上稲葉字蓮沼	田	5 2 m ²
壬生町大字上稲葉字蓮沼	田	5 7 1 m ²
壬生町大字上稲葉字蓮沼	田	4 3 3 m ²
壬生町大字上稲葉字蓮沼	田	2 6 7 m ²
壬生町大字上稲葉字蓮沼	田	2 9 m ²
壬生町大字上稲葉字蓮沼	田	3 5 7 m ²
壬生町大字上稲葉字蓮沼	田	2 9 m ²
壬生町大字上稲葉字蓮沼	田	9 4 5 m ²
壬生町大字上稲葉字蓮沼	田	2 4 4 m ²
壬生町大字上稲葉字蓮沼	田	4 2 m ²
壬生町大字上稲葉字蓮沼	田	1 0 9 m ²
壬生町大字上稲葉字蓮沼	畑	2 2 1 . 8 8 m ²
壬生町大字上稲葉字蓮沼	畑	9 . 9 1 m ²
壬生町大字上稲葉字権三郎内	畑	6 0 4 m ²
壬生町大字上稲葉字権三郎内	畑	2 2 m ²
壬生町大字上稲葉字権三郎内	田	6 4 m ²
壬生町大字上稲葉字権三郎内	田	8 9 9 m ²
壬生町大字上稲葉字権三郎内	田	2 1 0 5 m ²
壬生町大字上稲葉字権三郎内	田	5 8 8 m ²
壬生町大字上稲葉字権三郎内	畑	8 0 0 m ²
壬生町大字上稲葉字下新田	田	3 2 7 m ²
		合 計 1 8 4 0 2 . 7 9 m ²

使用貸借権の設定 10年間 稼働 1人

譲渡人 _____ (国谷 3)
自作地 6 3 ㌥

譲受人 _____ (国谷 3)
自作地 6 3 ㌥

(土地の表示)

壬生町大字国谷字台畑	畑	1 3 0 8 m ²
壬生町大字国谷字台畑	畑	7 5 2 m ²
壬生町大字国谷字台畑	畑	1 5 7 7 m ²
壬生町大字国谷字前畑	畑	4 2 m ²
壬生町大字国谷字前畑	畑	2 5 7 4 m ²

壬生町大字国谷字前畑 畑 129㎡
合計 6382㎡
贈与による所有権移転 稼動 1人

譲渡人 _____ (国谷1-2)
_____ (国谷1-2)
自作地79㎡

譲受人 _____ (国谷1-2)
自作地336㎡

(土地の表示)

壬生町大字国谷字房田
田 741㎡

・・・なお、第1項から第5項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、第4号の農業常時従事要件、第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりました。以上、説明いたします。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 5番 大橋幸子 委員

●5番 大橋幸子 委員 (現地調査の結果並びに補足説明)

去る7月11日に、貸人_____氏、娘さんの_____さん立会いのもと、琴寄成人委員、伊藤博推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第2項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 中川久枝 委員

●9番 中川久枝 委員 (現地調査の結果並びに補足説明)

去る7月13日に、譲受人 _____氏立会いのもと、清水利通農業委員、川嶋敏雄農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりましたのでご報告します。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第3項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 中川久枝 委員

●9番 中川久枝 委員 (現地調査の結果並びに補足説明)

去る7月13日に、譲受人 _____氏立会いのもと、清水利通農業委員、川嶋敏雄農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第

3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりましたのでご報告します。

○議長 ありがとうございます。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔堀主幹兼農地調整係長〕

それでは、議案書4ページの議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件についてご説明します。

なお、第4項案件については本総会までに資金証明及び非農地部分に係る非農地証明の目途が付かず転用案件としての要件を本総会までに満たさなかったため議案から削除願います。

7/5(金)締切りの時点で、農地法第5条の規定による許可申請が3件ございました。議案に従いましてご説明します。

譲渡人 _____ (助谷1)

譲受人 株式会社_____

代表取締役 _____ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字助谷字東根 田 1010㎡
太陽光発電設備敷地 売買

譲渡人 _____ (第三)

譲受人 _____ (高根沢町)

(土地の表示)

壬生町大字壬生乙字愛宕 田 1656㎡

太陽光発電設備敷地 売買

貸 人 _____ (安塚 1-1)

借 人 _____ (壬生町)

_____ (壬生町)

(土地の表示)

壬生町大字安塚字西原 畑 435㎡
分家住宅敷地 使用貸借権の設定20年間

議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る7月16日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の2番 刀川正己 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 2番 刀川正己 委員 標記の件について報告

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、7月16日(火)に私と、梁島 源智会長、琴寄 成人委員、大垣 仁美事務局長、堀 靖久主幹の5名で調査いたしました。

農地法第5条の規定による許可申請第1項案件についてご報告します。

申請地は_____から北に約1.4キロメートルに位置する農地で、立地基準としては、農地の集团的広がりがないため第2種農地に該当します。申請人は、近隣の土地を検討した結果、周辺に光を遮るものがなく、必要な事業用地を確保できることから、最適地として申請地を選定しました。申請地には、330ワットのパネル枚数196枚、合計出力64.68キロワットの施設を建設する予定となっております。

なお、事業資金については、自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●2番 刀川正己 委員 標記の件について報告

次に第2項案件についてご報告します。

申請地は_____から南に約200メートルに位置する農地で、立地基準としては、農地の集团的広がりがないため第2種農地に該当します。申請人は、近隣の土地を検討した結果、周辺に光を遮るものがなく、必要な事業用地を確保できることから、最適地として申請地を選定しました。申請地には、315ワットのパネル枚数276枚、合計出力86.94キロワットの施設を建設する予定となっております。

なお、事業資金については、自己資金及び金融機関からの借入で対応するため、金融機関の残高証明書及び借入審査通知が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●2番 刀川正己 委員 標記の件について報告

次に第3項案件についてご報告します。

申請地は_____から西に約500メートルに位置する農地で、立地基準としては、農地の広がり10haを超えるため、第1種農地に該当します。申請者は、現在、町内のアパートに妻・子供3人の5人で住んでおりますが、子どもの成長に伴い現在の住まいでは手狭になることから住宅建築を検討し妻の父に相談したところ、土地を提供してもらえることとなり、共働きのため両親の家も近く子供の面倒も見てもらえ、また両親が高齢となった際の介護も考慮し所有地から検討した結果、申請地が適正地として選定しました。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は町下水道に接続の予定で、雨水は敷地内浸透処理の予定です。

なお、事業資金については、祖母からの贈与及び金融機関からの融資で対応するため、贈与契約書及び住宅ローン事前審査結果承認通知が添付されております。また開発許可については栃木土木事務所との協議を済ませているということです。

以上のことから、第1種農地での転用は原則不許可ですが、今回の住宅は集落に接続して設置されるものであり、農地法施行令第18条第1項第2号の例外規定に該当しますので、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

※第4項は、削除(書類等そろわないため)

○議長 次に、日程第4の議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔堀主幹兼農地調整係長〕

それでは、議案書5ページの議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件についてご説明します。

7/5（金）締切りの時点で、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請が1件ございました。議案に従いましてご説明します。

賃貸人 _____（上田2）

賃借人 かぶしきがいしゃ 株式会社 _____

だいひょうとりしまりやく 代表取締役 _____（栃木市）

（土地の表示）

壬生町大字上田字金剛地	畑	1 1 6 0 m ²
壬生町大字上田字金剛地	畑	2 2 8 m ²
	合 計	1 3 8 8 m ²

許可日 当 初 平成30年6月20日付、壬農委指令第5－50号

（許可期間：平成30年6月20日～平成31年6月19日）

資材委置場 賃借権の設定

許可期間の延長 令和2年6月19日まで

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る7月16日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の 2番 刀川正己 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 2番 刀川正己 委員 標記の件について報告

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、農地法第5条の現地調査と同じ7月16日（火）に同じメンバーで調査いたしました。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請第1項案件についてご報告します。

申請地は、_____から北西に約400メートルに位置し、立地基準としては、農振農用地に該当します。平成30年6月20日付、壬農委指令第5－50号にて既に許可を受けております。申請地東側の地目：山林の土地にソーラー施設を設置する予定で、本申請地を建設のための資材置場として去年一時転用の手続きを行いました。パネルが品薄のため工事の手続きに時間がかかってしまい、今回、新たに土地所有者及び隣接土地所有者の同意が得られたことから、期間の延長について申請するものであります。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上も問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第5の議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。

●事務局 記載のとおり説明〔堀主幹兼農地調整係長〕

議案書6ページからの議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について利用権設定各筆明細に従いましてご説明します。

最初に利用権の新規、解除条件付賃借権分についてご説明します。

議案書7ページのとおり、1件・3筆・面積合計が3,027㎡となっております。

利用権の再設定、賃借権分についてご説明します。

議案書8ページのとおり、1件・5筆・面積合計が6,775㎡となっております。

所有権の移転分につきましては、議案書9ページのとおり、4件・13筆・面積合計が21,081㎡となっております。

以上、各案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い

いたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」について、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、報告事項に入ります。

日程第6の報告第1号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●事務局長 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願いの件について」は、議案書の10ページの4件がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、まず第1項について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●7番 大久保幸雄 委員 (現地調査の結果報告)

6月10日に、中川義人推進委員と現地を確認をいたしました。

航空写真、その他資料、図面により確認したところ、やむなしとなりました。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第1項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 続いて、第2項について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●2番 刀川正己委員 (現地調査の結果報告)

6月10日に、早乙女誠委員と白井正敏推進委員と現地調査を致しました。確かに昭和5年ごろから、農地の一部が宅地に掛かっているということで確認いたしましたのでご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第2項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第2項を終わります。

○議長 続いて、第3項について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●8番 大橋好一 委員 (現地調査の結果報告)

6月16日に、戸崎浅一推進委員と現地を確認いたしました。航空写真等確認、また、現地は昔 _____ 塾をやっていたところで、自転車置き場等の痕跡も確認しましたのでご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第3項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第3項を終わります。

○議長 続いて、第4項の件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●5番 大橋幸子 委員 (現地調査の結果報告)

6月21日・22日に、大橋公一推進委員と現地を確認いたしました。21日の航空写真で元年6月からの資材置場というのが確認ができなかったため、再度22日に持参していただき確認しました。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第4項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第4項を終わります。

○議長 次に、日程第7の報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局より報告事項の朗読をいたさせます。

●事務局 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の

11、12ページの4件、ございました。

内容については、記載されているとおり、いずれも相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に、日程第8の報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●事務局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の13ページの6件がございました。

これについては、市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長 次に、その他の件を議題といたします。
事務局から「その他」について説明をお願いします。

●事務局 (岡補佐) 説明

1. 令和2年度農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに
予算に関する要望の提出について⇒要望なし

その他事務連絡

農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について (栃木県教育会館)
活動記録簿の提出について

ふるさとまつり参加について (8/24)

ゆうがおマラソンソフトボール大会参加について⇒参加する (練習8/27)

農業新聞普及活動について

○議長 ただいま説明のありました件について、何かご意見があれば事務局まで

ごれんらくねがいます。

- 議長　　その他ですが、県の農業会議の方を講師として、研修会を行いたいと思いますが、8/23の総会を午後にして、総会終了後に研修というのはいかがでしょうか。できれば、その後懇親会が行えたらと思います。

(農業会議の予定を踏まえ、決定する)

- 議長　　よろしいですか。それでは、以上をもちまして、令和元年度第25回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午前11時23分閉会】

議事録署名委員

議 長 _____

2 番 _____

3 番 _____